

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○令和3年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	449
○京都市市町村事務処理特例交付金交付要綱の一部を改正する告示 ()	450
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (山城北保健所)	〃
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (南丹保健所)	451
○国民健康保険組合の規約の変更認可 (医療保険政策課)	〃
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	452
○道路の供用開始 ()	〃
公 告	
○令和3年度ふく処理師試験の実施 (生活衛生課)	453

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局、南丹広域振興局)	454
○令和3年度職業訓練指導員試験の実施 (人材育成課)	455
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局)	457
○道路の位置の指定 (南丹土木事務所)	458
○令和3年の二級建築士試験及び木造建築士試験の変更 (建築指導課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃
公 営 企 業	
○京都府水道事業の用に供する電気工作物保安規程の一部を改正する規程	459
公 安 委 員 会	
○一般競争入札の実施	460

告 示

京都府告示第381号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和3年度3・4月自衛官(自衛官候補生)の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付期間

令和3年7月21日(水)まで(必着)

3 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部

京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

URL

<https://www.mod.go.jp/peo/kyoto/>

Email

recruit1-kyoto@peo.mod.go.jp

イ 京都募集案内所

京都市下京区烏丸通六条上る北町181(第5キョートビル1F)

(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所

京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412(シェモア河原町1F)

(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所

福知山市駅前町9(春風堂ビル1F)

(電話 (0773) 23-0416)

オ 舞鶴地域事務所

舞鶴市余部下1190

(電話 (0773) 63-3272)

- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5
(S.C OKUBO ビル202号
室)
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳175
(ミックビル1F)
(電話 (0772) 64-2498)

4 試験科目

筆記試験(国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、
適性検査、口述試験及び身体検査

5 試験期日及び試験場

(1) 筆記試験、作文及び適性検査

	方式	試験期日(任意の1日)	試験会場
男子・女子	WEB方式	令和3年8月2日(月) ~ 令和3年8月8日(日) 予備日 令和3年8月10日(火) 令和3年8月11日(水)	任意の場所
	記述方式	令和3年8月19日(木) 令和3年8月20日(金) 令和3年8月21日(土)	陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市五ヶ庄)

(2) 口述試験及び身体検査

	試験期日(任意の1日)	試験会場
男子・女子	令和3年8月19日(木) 令和3年8月20日(金) 令和3年8月21日(土)	陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市五ヶ庄)

注 試験日等は、新型コロナウイルス感染症の状況により変

更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

- 6 採用予定月
採用予定通知書により通知する。
- 7 問合せ先
自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

京都府告示第382号

京都市町村事務処理特例交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月2日
京都府知事 西脇 隆俊

京都市町村事務処理特例交付金交付要綱の一部を改正する告示

京都市町村事務処理特例交付金交付要綱(平成11年京都府告示第747号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「水質検査実施報告の受理
水質検査に係る勧告等」 を
「浄化槽の設置に関する計画に係る協議及び同意
水質検査実施報告の受理
水質検査に係る勧告等
浄化槽の保守点検又は清掃に係る勧告等」 に改
める。

附 則

この告示は、令和3年7月2日から施行し、この告示による改正後の京都市町村事務処理特例交付金交付要綱の規定は、令和3年度分の交付金から適用する。

京都府告示第383号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和3年7月2日

京都府知事 西脇 隆俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
京田辺市田辺ボケ谷47の一部、49の一部、50の一部及び薪大仏谷64の2の一部並びに京田辺市田辺ボケ谷49、50及び薪大仏谷64の2に隣接する市有地の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。



京都府告示第384号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた汚染の除去等の措置
令和2年京都府告示第343号	南丹市園部町高屋西谷1の一部、1の6の一部、1の7の一部、古谷1の11の一部、柚ノ木谷1の1の一部、1の5の一部、蜂ヶ追12の1の一部及び12の7の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物、 ^ひ 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物	土壤汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。



京都府告示第385号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都芸術家国民健康保険組合の規約の変更を令和3年6月22日認可した。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
兵庫県伊丹市



京都府告示第386号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人相馬病院	京都市上京区御前通今小路下る南馬喰町911	令 3. 6. 10	令 6. 6. 9
京都第二赤十字病院	〃 〃 釜座通丸太町上る春帯町355の5	〃	〃
京都府立医科大学附属病院	〃 〃 河原町通広小路上る梶井町465	〃	〃
社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院	〃 〃 五辻通六軒町西入溝前町1035	〃	〃
社会医療法人西陣健康会堀川病院	〃 〃 堀川通今出川上る北舟橋町865	3. 6. 21	6. 6. 20



京都府告示第387号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和3年度	第22号	木寺 優介	福知山市	福知山市岩間下戸948
	第23号	〃	〃	〃 〃 〃 950

2 認可した日

令和3年6月24日



京都府告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年7月2日から令和3年7月16日まで縦覧に供する。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 178号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京丹後市丹後町袖志小字ヲテモチ10150の16から	前	最小 8.0 ^m 最大 71.3	183.9 ^m
	後	最小 22.5 最大 73.0	169.5

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 482号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京丹後市丹後町袖志小字ヲテモチ10150の16から	前	最小 8.0 ^m 最大 71.3	183.9 ^m
	後	最小 22.5 最大 73.0	169.5

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 浜丹後線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京丹後市丹後町袖志小字ヲテモチ10150の16から	前	最小 8.0 ^m 最大 71.3	183.9 ^m
	後	最小 22.5 最大 73.0	169.5

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年7月2日から令和3年7月16日まで縦覧に供する。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 178号
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市丹後町袖志小字ヲテモチ10150の16から 京丹後市丹後町袖志小字ヲテモチ10150の11まで	令和3年7月2日

4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）第8条第1項の規定により、令和3年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験及び鑑別試験

ア 日時

令和3年10月24日（日）

午後1時30分から午後3時まで

イ 場所

長浜バイオ大学京都キャンパス河原町学舎

（京都市上京区河原町通広小路上る）

(2) 実技試験

ア 日時

令和3年10月31日（日）

午前9時から午後5時まで

イ 場所

京都調理師専門学校

（京都市右京区太秦安井西沢町4番5）

2 試験科目

次の各科目について試験を行う。

(1) 学科試験

ア 公衆衛生関係法規

イ 食品衛生学

ウ 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則（昭和51年京都府規則第59号）

エ ふぐの性状

(2) 鑑別試験

ア ふぐの種類の鑑別

イ ふぐの臓器の鑑別

(3) 実技試験

ふぐの処理に関する実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) ふぐの処理に従事した経験年数が1年以上の者
- (2) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号に規定する調理師養成施設において、ふぐの処理に関する課程を修了した者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ ふぐ処理業務従事証明書等（3の(1)又は(2)に該当する者であることを証するもの）。ただし、平成28年度以降に京都府が実施したふぐ処理師試験受験票を添付した場合は、提出を要しない。

ウ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、大きさは縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

エ 受験手数料

6,630円（京都府収入証紙によること。）

なお、実技試験に使用するふぐの費用は、別途、受験者の実費負担とする。

(2) 受付期間

令和3年9月6日（月）から令和3年9月10日（金）まで

受付時間は、午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所及び提出方法

京都府健康福祉部生活衛生課、京都府保健所又は京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎若しくは宮津総合庁舎内の総合案内・相談センターに持参すること。

5 合格発表

令和3年11月25日（木）午前9時から京都府庁、京都府保健所並びに京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎に合格者の受験番号を掲示する。

6 その他

(1) 受験願書等は、4の(3)の受付場所において、令和3年8月2日（月）から令和3年9月10日（金）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時（令和3年9月10日（金）にあっては、午後4時30分）まで配布する。

(2) 試験についての問合せは、京都府健康福祉部生活衛生課（電話（075）414-4759）又は京都府保健所に行うこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験の実施方法等を変更し、又は試験を中止し、若しくは延期する場合があります。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
関西文化学術研究都市センター株式会社
奈良市右京一丁目2番地
代表取締役 稲垣 満宏
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
サントウンプラザこすもす館
木津川市相楽台一丁目1番の1ほか
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地の1 代表取締役 井出 武美 ほか62業者	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地の1 代表取締役 井出 武美 ほか56業者	令 3. 4. 1 ほか	小売業を行う者の出店及び退店並びに名称及び住所変更のため

(2) 届出年月日

令和3年6月11日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和3年7月2日から令和3年11月2日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒夫

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友亀岡店
亀岡市追分町馬場通15の1

ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫	令 3. 3. 1	代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー ほか10業者	合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 ほか9業者	3. 3. 1 ほか	小売業者の代表者変更及び退店のため

(2) 届出年月日

令和3年6月16日

(3) 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和3年7月2日から令和3年11月2日まで

(5) 意見書の提出先

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の規定により、令和3年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（指導方法及び関連学科）を実施する職種
和裁科

(2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表第11に掲げる免許職種のうち、和裁科を除く全職種

2 試験の科目

免許職種	試験の科目
和 裁 科	〔学科試験〕 1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
和裁科を除く全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

次のとおりとする。ただし、天候の悪化等により災害に関する警報が発令されるなど、試験の実施が困難となるおそれがあると事前に判断された場合は、試験の実施を令和3年9月11日（土）以降に順延することがある。

試験科目	試験日時
学科試験のうち指導方法	令和3年9月4日（土） 9：00～10：00
和裁科の関連学科	令和3年9月4日（土） 10：10～12：20

6 試験場所

京都府立京都高等技術専門学校（京都市伏見区竹田流池町121番地の3）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書、写真（申請前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽の写真で、縦4センチメートル、横3セ

ンチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚)及び郵便切手63円1枚

イ 受験資格を証する書類(4の(1)のア又はイに該当する者であることを証するもの)

ウ 試験の免除を受けようとする者は、3に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 申請書類の提出方法

申請は、当分の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則提出先への郵送による。

郵送の際は、簡易書留によることとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。

(提出先)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係

(3) 申請書類の受付期間

令和3年7月13日(火)から令和3年8月16日(月)まで(日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(令和3年8月16日消印有効)

(4) 受験手数料

次に掲げる額の京都府収入証紙により納付すること。

学科試験 3,100円

8 合否判定の基準

(1) 学科試験のうち指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科の全てについて、それぞれ6割以上の得点があり、かつ、学科試験の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合を合格とする。

(2) 学科試験のうち指導方法について6割以上の得点がある場合は、指導方法につき一部合格とする。

(3) 学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科について6割以上の得点があり、かつ、それぞれの学科の科目の全てについて、それぞれの5割以上の得点がある場合は、当該学科につき一部合格とする。

9 合格発表の方法

令和3年9月10日(金)に、合格者宛て通知する。

10 その他

(1) 受験案内は、当分の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則郵送で交付を受けること。

(2) 受験案内の郵送を受ける者は、宛先を明記し、140円切手を貼り付けた返信用封筒(角形2号)を同封の上、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係に送付すること。

(3) 試験に関する問合せは、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係(電話075-414-5105)に行うこと。



京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

上野砕石株式会社
代表取締役 上野 仁詩
宮津市字京街道210番地の1

2 林地開発行為の目的

土石の採掘(採石)

3 林地開発行為をしようとする区域

舞鶴市字岡田由里小字下市10365番3ほか(次の図のとおり)

4 林地開発行為をしようとする区域の面積
23.6ヘクタール

5 期間

(1) 林地開発行為を行う期間

令和4年2月3日から令和9年2月2日まで

(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

昭和47年7月から令和50年7月13日まで

6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有

7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	舞鶴市字岡田由里及び字志高地内の一部に存する国道175号線(次の図のとおり)	場内の2段目にタイヤ洗い場を設置する。タイヤ洗い場から国道までをコンクリート舗装する。 汚れがひどい場合は、道路の清掃を行う。

交通量の増加	舞鶴市字岡田由里及び字志高地内の一部に存する国道175号線(次の図のとおり)	国道への出口にカーブミラーを設置する。 出入口では、必ず一旦停止し、安全運転に留意するよう、車両運転者への指導を徹底する。
騒音の発生	開発区域の外側50m以内の地域(次の図のとおり)	近接住宅との間に、緩衝帯を設ける。 作業時間を午前8時から午後5時までとし、低騒音型の建設機械を使用する。
粉じんの発生	〃	破碎機等、粉じんの発生箇所は、建屋や塀等で囲い、適宜散水をして、粉じんの発生抑制をする。 場内道路に適宜散水を行う。
濁水の発生及び土砂の流出	舞鶴市字岡田由里及び字志高地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内に沈砂池を設け、場内の排水は各沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 沈砂池の機能を維持するため定期的にしゅんせつする。
河川水量の増加	〃	場内の排水は、十分な流下能力のある水路に放流する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
舞鶴市字浜2020番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 舞鶴市産業振興部農林課
舞鶴市字北吸1044番地
- (4) 上野砕石株式会社
宮津市字京街道210番地の1

9 縦覧期間

令和3年7月2日(金)から令和3年8月2日(月)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和3年7月2日(金)から令和3年8月2日(月)まで
- (2) 提出先
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
南木第40号	令 3. 6. 18	京都府南丹土木事務所	南丹市園部町小山西町五合山10の1	m 25.3	最小 m 6.0 最大 m 6.0

令和3年3月2日付け京都府公報第186号で公告した令和3年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、次のとおり変更する。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

ページ	欄	行	変更前	変更後
115	左	下から9	西陣織会館 (京都市上京区堀川通今出川南入西側)	立命館大学(衣笠キャンパス) (京都市北区等持院北町56の1)
		下から7	京都建築大学校 (南丹市園部町二本松1の17)	ポリテクカレッジ京都 (舞鶴市上安1922)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市広野町茶屋裏27の3、27の4、28の2、29の2、29の4
(関連区域)
市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市伊勢田町名木一丁目1の261
Star One株式会社

公 営 企 業

京都府水道事業の用に供する電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第9号

京都府水道事業の用に供する電気工作物保安規程の一部を改正する規程

京都府水道事業の用に供する電気工作物保安規程（昭和62年京都府公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中、「電気工作物設置場所」を「電気工作物設置場所 京都府営水道事務所 事業所番号（263773）」に、

乙訓浄水場 (148826)	京都府営水道事務所長	・需要設備 6.6kV 530kW ・太陽光発電所 200V 30kW	別図第3
-------------------	------------	--	------

を

乙訓浄水場 (138826)	京都府営水道事務所長	・需要設備 6.6kV 530kW ・太陽光発電所 200V 30kW ・非常用発電設備 6.6kV 1,500kW	別図第3
-------------------	------------	--	------

に改める。

別表第5中

太陽光発電設備	1/日	太陽光発電モジュール連係装置	普通点検	1回/1年	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性	1回/1年 1回/1年
---------	-----	----------------	------	-------	---------------------	----------------

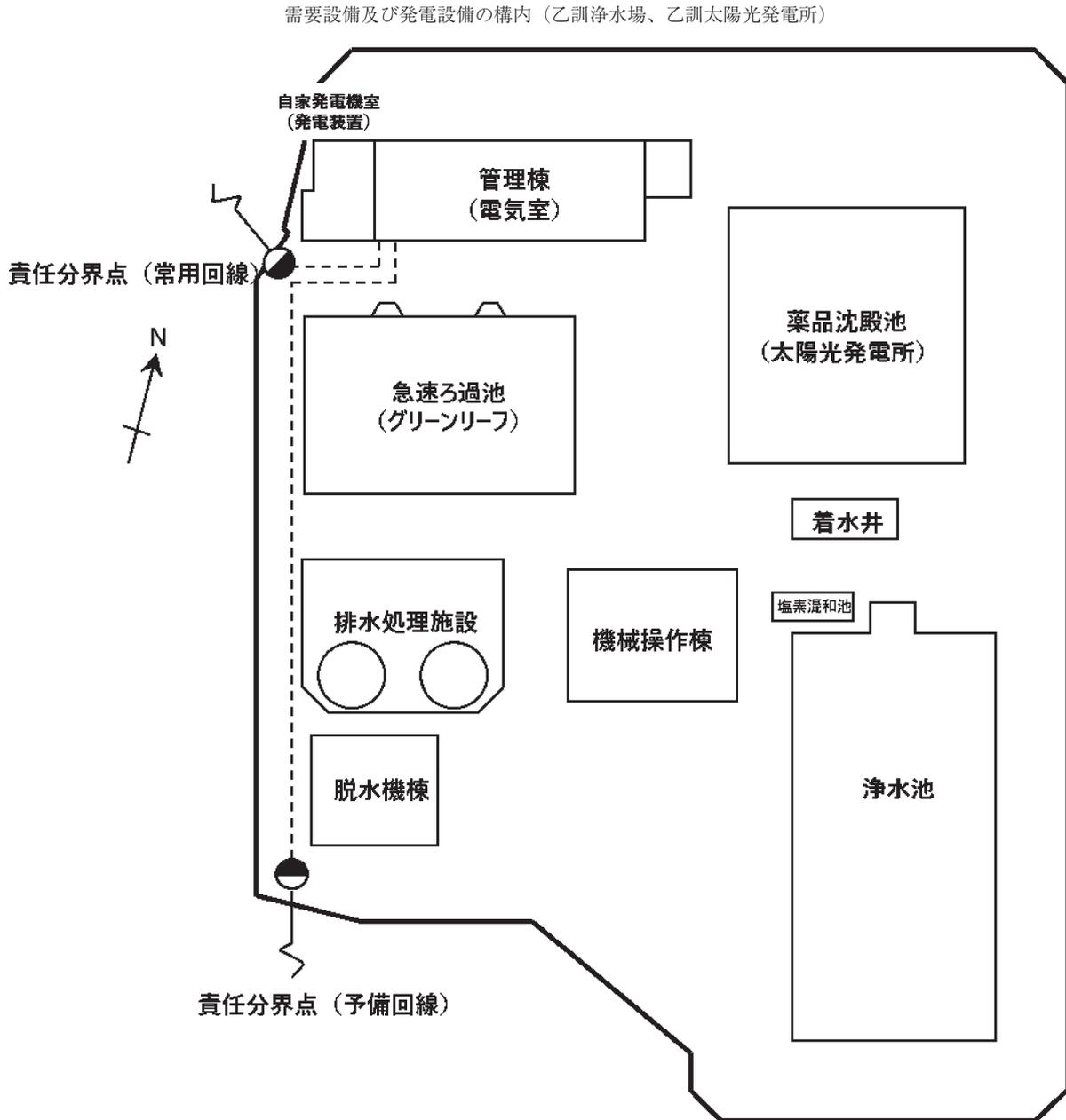
を

太陽光発電設備	1/日	太陽光発電モジュール連係装置	普通点検	1回/1年	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性	1回/1年 1回/1年
非常用予備発電装置	1/週	原動機	普通点検 精密点検	1回/1年 1回/3年		
		発電機	普通点検 精密点検	1回/1年 1回/3年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 継電器試験	1回/1年 1回/1年 1回/2年

に改める。

別図第3を次のように改める。

別図第3（第2条関係）



附 則

この規程は、令和3年7月2日から施行する。

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和3年7月2日

京都府警察本部長 上 野 正 史

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
放置駐車違反管理処理システムの賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和4年2月1日から令和9年1月31日まで
- (4) 納入場所

- 京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
- 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2256
- (2) 仕様書の交付場所
- 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 京都府警察本部交通部交通指導課管理係
電話075-451-9111 内線5275
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付
- ア 交付期間
- 令和3年7月2日（金）から令和3年7月29日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
- イ 入手方法
- (ア) 入札説明書
- a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikai_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。
- b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。
- (イ) 仕様書
- アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
- 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和3年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次のいずれかの業務種目に登録されている者であること。
- ア 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
- イ 大分類「賃貸借」—小分類「その他」
- (3) 1の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。
- 4 入札参加資格の確認
- 入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (1) 提出期間等
- ア 提出期間
- 2の(3)のイに同じ。
- イ 提出場所
- 2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法
- (ア) 持参により提出する場合
- 提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- (イ) 郵送により提出する場合
- 書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
- 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
- ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
- (ア) 資格審査申請書の提出期間
- 令和3年7月2日（金）から令和3年7月15日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。
- なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。
- (イ) 資格に関する文書入手するための手段
- 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出場所及び問合せ先
- 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428
- 5 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時、場所等
- ア 日時
- 令和3年8月16日（月）午後1時
- イ 場所
- 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番

地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和3年8月13日（金）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西
入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札
説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease of the parking violation management processing system, 1 set

(2) The time, date and place for tender

1:00 PM Mon., August 16th, 2021

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural
Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550
Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Fri., August 13th, 2021

(4) The time, date and place for the opening of tender

1:00 PM Mon., August 16th, 2021

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural
Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550
Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550
Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2256